

「船員職業安定法施行規則第三条第三項に規定する医師指定」の 一部を改正する告示について

1. 背景

船員職業安定法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 32 号）第 3 条第 3 項において、地方運輸局において船員の職業に就くために求職の申込みをした者は、告示で指定する医師の証明する健康証明書を提出しなければならない旨規定されている。同条の規定に基づき、船員職業安定法施行規則第三条第三項に規定する医師指定（昭和 24 年運輸省告示第 13 号）において、当該健康証明をする医師は以下のいずれかに該当する医師と規定されている。

① 公益社団法人日本海員掖済会の病院又は診療所の医師

一般財団法人船員保険会の病院又は診療所の医師

② その他地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が指定した医師

①の各法人においては、同告示においてその主たる事務所の所在地も規定されているところ、令和 5 年 7 月 1 日に、公益社団法人日本海員掖済会（以下「掖済会」という。）が移転することに伴い、所在地を変更する必要がある。

2. 概要

掖済会の所在地を、「東京都文京区湯島一丁目五番二十八号」に変更する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 ： 令和 5 年 6 月下旬

施 行 ： 令和 5 年 7 月 1 日